指定居宅介護支援事業所重要事項説明書

しきさい館

1　しきさい館の概要

事業者名称	株式会社しきさい館
代表者氏名	代表取締役　　峯尾　生恵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	神奈川県小田原市中村原 186-2 ダイアパレス西湘橘 807 電話：0465-25-2284・ﾌｧｯｸｽ番号：0465-25-5707)
法人設立年月日	2014 年 6 月 4 日

2　利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	しきさい館
介護保険指定 事業所番号	1472302841
事業所所在地	神奈川県小田原市高田 680-2
連絡先 相談担当者名	連絡先電話：0465-25－2284・ﾌｧｯｸｽ番号：0465-25－5707 相談担当者氏名：峯尾　生恵
事業所の通常の 事業の実施地域	小田原市・大井町・中郡・箱根町・湯河原町・平塚市・ 南足柄市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供いたします。
運営の方針	1 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の 意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行ないます。 2 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることないよう公正中立に行ないます。 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。 4 事業所を他の事業から独立して位置づけ、人事・会計・物品等の管理を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・土　(祝日も営業) 休業日：12 月 30 日～1 月 3 日
営業時間	午前 08 時 30 分～午後 5 時 30 分

（４）管理者

管理者	（氏名）峯尾　生恵

(5)　事業所の職員体制

職	職　務　内　容	人 員 数
管理者	従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ないます。	常　勤１名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行ないます。	常　勤１名 （うち兼務　1名）
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

(6)指定居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	介護保険適用有無		利用者負担額 （介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。		介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます。）
④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務			※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合には、一旦厚生労働大臣の定める基準の料金を頂きます。 当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を、後日お住まいの区市町村の窓口に提出して下さい。 後日全額払い戻しを受けることができる。

３　利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも１月に１回 ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4　その他の費用の請求及び支払い方法について

① その他の費用の請求方法等	ァ その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ィ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月１５日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② その他の費用の支払い方法等	ァ 請求書の内容を確認のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金支払い ィ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

5　指定居宅介護支援の提供にあたって

(1) 指定居宅介護支援の提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 病院等に入院する場合には、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がございます。病院等に入院する必要が生じた場合には、ご本人またはご家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただきますようお願いいたします。

(4) 利用者または家族は、複数の指定居宅サービス事業所などを紹介するよう、担当ケアマネジャーに求める事ができます。また、利用者または家族は、ケアプランに位置付けられている指定居宅サービス事業所について、その事業所を位置づけた理由の説明を担当ケアマネジャーに求める事ができます。

6　感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施しています。

7　虐待の防止について

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

② 虐待の防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を定期的に実施しています。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置しています。

虐待の防止に関する担当者	管理者：峯尾　生恵

(2) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。

(3) 虐待通報の窓口

しきさい館・虐待窓口	電 話 番 号：0465-25-2284 受 付 時 間：8：30-17：30
小田原市高齢介護課 地域包括支援係	電 話 番 号：0465-33-1864 受 付 時 間：8:30 から 17:15 まで （ただし、土・日・祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

8　秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
③ 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩

	を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

9　事故・トラブル発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動
保険名	介護事業者賠償責任補償

10　身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11　記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了の日から5年間保存します。

12　指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1)　担当介護支援専門員

氏　名　　峯尾　生恵　（連絡先：090-1251-6622　）

(2)　提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

要介護認定をうけられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません

＊保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、厚生大臣の定める介護報酬告示上の金額を頂戴します。その場合、サービス提供証明書を発行いたしますので、サービス提供証明書を後日市区町村の窓口に提供しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

1の(1)にあるサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方も無料です。

(4) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

・申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用

・掛かり付け医師から診断書等を取得する費用

(5) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様のご都合により解約した場合であっても、解約料は発生しません。

(6) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払ください。お支払いただきますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行振込・現金払いをお選びください。

13 緊急時の対応

サービスの提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせ基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ァ 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制は以下のとおりとします。

迅速・適切な対応を心がけておりますが、万一 不満や苦情がおありでしたら、遠慮なくお申し付けください。下記電話番号、責任者宛にご連絡をお願いいたします。

(2) 苦情申立の窓口

しきさい館・ 苦情相談窓口	所　在　地：小田原市高田 680-2 電 話 番 号：0465-25-2284 ﾌｧｯｸｽ番号：0465-25-5707 受 付 時 間：8：30-17：30
小田原市　高齢介護課	0465-33-1872　　FAX 0465-33-1838
大井町　健康福祉課	0465-83-8024　　FAX　0465-83-8016
二宮町 福祉部高齢介護課 介護保険班	0463-71-5348　　FAX　0463-73-0134
中井町　健康課高齢介護班	0465-81-5546　　FAX　0465-81-5657
大磯町保健福祉課	0463-61-4100（代）　FAX0463-61-6002

平塚市高齢介護課	0463-21-8790
箱根町健康福祉課	0460-85-7790　　FAX　0460-85-8124
湯河原町福祉部介護保険課	0465-63-2111　　FAX　0465-63-4194
南足柄市 高齢介護課高齢介護班	0465-73-8057
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護保険課 （介護苦情相談係）	苦情相談専用ダイヤル　045-329-3447

上記内容について、利用者に説明を行いました。

説 明 年 月 日:　　年　　月　　日

事業者	所　在　地	小田原市高田 680-2
	法　人　名	株式会社しきさい館
	代 表 者 名	代表取締役　峯尾　生恵
	事 業 所 名	しきさい館
	説 明 者 氏 名	峯尾　生恵

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

同意交付年月日:　　年　　月　　日

利用者	住　所	
	氏　名	
利用者家族の代表	住　所	
	氏　名	